

答 申 個 第 6 号
平成24年9月13日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 市 川 正 人
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年1月20日付け南福護第654号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

地域福祉課に対して提出した文書の不存在による非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第9号）

1 審査会の結論

実施機関が行った，平成23年10月26日付け京都市指令南福護第589号の不存在による非開示決定を取り消し，改めて開示決定又は非開示決定を行うべきである。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は，平成23年10月11日付けで，実施機関に対して，京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により，「保健福祉局生活福祉部地域福祉課が平成22年6月29日付けで京都市南福祉事務所保護課に対して行った指示について，京都市南福祉事務所保護課が保健福祉局生活福祉部地域福祉課に対して提出した文書」の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は，本件請求に係る個人情報について，不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし，平成23年10月26日付けで，その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

「本件開示請求にかかる平成22年6月29日付けで保健福祉局生活福祉部地域福祉課の京都市南福祉事務所保護課に対して，行われた指示については，口頭により協議が行われたものであり，当該指示について地域福祉課に提出した文書は存在しないため。」

(3) 異議申立人は，平成23年12月21日付けで，本件処分を不服として，行政不服審査法第6条の規定により，本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 異議申立人は，本件処分は「法定期限を超過した処分であるので，瑕疵ある行政処分となり，取り消しを免れない。」と主張している。

(2) 条例第20条第1項に規定する開示決定等の期限は，開示請求を受け付けた日の翌日から

起算して14日以内に決定を行わなければならないとしている。

本件処分は、条例の規定する開示決定等の期限内である平成23年10月25日付けで行っており、実施機関は、本件処分に基つき、平成23年10月26日付けで異議申立人に対して特定記録郵便により通知を行ったものであり、何ら違法なものではない。

なお、この点については、異議申立人が異議申立てに係る証拠書類甲第1-2号証として提出した「個人情報の開示請求をされた皆さまへ」（市役所情報公開コーナーにおいて、個人情報開示請求を受け付けた際に、開示請求者に手続の流れを説明するために渡している説明文書である。）において、開示決定等の期限を教示するとともに、不存在決定等の場合には、開示決定等の期限の翌日までにその旨を通知することを異議申立人に説明済みである。

- (3) また、異議申立人は、本件処分の通知の際に補足説明として添付した文書（異議申立てに係る証拠書類甲第2-2号証（以下「証拠書類1」という。）の中で、南区役所福祉部保護課（以下「保護課」という。）が保健福祉局生活福祉部地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）に提出した文書が存在していると認めており、既に交付した文書と重複することを理由に開示対象から恣意的に除外しているため、不存在による非開示決定処分は不当であると主張している。

本件請求の内容は、「平成22年6月29日付けで南福祉事務所保護課に対して行った指示について、」地域福祉課と行った協議の資料に限定されている。

当該指示については、保護課と地域福祉課との間で口頭での協議を行ったものであり、保護課から地域福祉課に対し文書の提出は行っていない。

- (4) なお、保護課は、異議申立人が行っている審査請求等に関連して地域福祉課に対して保護経過記録票を提出し協議をした経緯がある。

この協議において提出した保護経過記録票は、異議申立人が本件請求以前に行った開示請求において開示をしており、重複した手続を行うことは、異議申立人の負担になると判断し、その負担を軽減する趣旨で、証拠書類1においてその旨を申し添えたものである。

実施機関としては、当該保護経過記録票は、「地域福祉課が平成22年6月29日付けで保護課に対して行った指示について」提出した文書ではないため、本件請求の対象公文書とは言えないと判断する。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 条例第20条第1項に規定する「開示請求があった日」とは、平成23年10月11日であり、「開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内」とは、平成23年10月25日以内である。実施機関が非開示決定通知書を郵送した日は、平成23年10月26日であ

る。

よって、実施機関が異議申立人に対して行った不存在による非開示決定処分は、法定の期限を1日超過した不適法な処分である。

非開示決定通知書に決定日として「平成23年10月26日」と記載されており、決定日を「平成23年10月25日」とであるとする客観的な証拠は何もない。

- (2) 実施機関は、「当該指示について地域福祉課に提出した文書は存在しないため」としながら、一方で、「地域福祉課に対して、保護経過記録（写し）を提出した経過はあります」と記載することで地域福祉課に提出した文書の存在を認めている。

したがって、不存在による非開示決定処分は、文書が存在するにもかかわらず、不存在とした不当な処分であるので、取消しは免れない。

本件の争点は、本件請求に係る対象文書の範囲として、地域福祉課が平成22年6月29日付けで保護課に対して行った指示前後、若しくは、指示後のみであるかである。「指示について」とは、国語的に指示の前後を意味するものであるから、個人情報開示請求書の記載は、指示後のみの文書であると限定したものではない。

- (3) 保護課は、「保護経過記録（写し）について一部開示決定し交付しています。…重複する文書を交付することになるため、交付は不要という結果になる」と主張するが、平成22年6月29日の請求と平成23年10月11日の請求とは全く異なる請求であって、平成22年6月29日の請求にて一部開示されているからといって、平成23年10月11日の請求にて開示対象から除外することはできない。

また、実施機関は、以前開示した資料と重複して開示することについて、異議申立人の負担を軽減する趣旨で開示を行わなかったと主張するが、これは、実施機関の恣意的な解釈にすぎず、手続上、違法、不当な行為である。異議申立人は、この恣意的な判断により、異議申立てを提起しなければならず、また、審査請求にとって必要な資料を得ることができず、異議申立人の負担が増加した。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求の対象となった個人情報、平成22年6月29日付けで地域福祉課が保護課に対して行った指示について、保護課が地域福祉課に対して提出した文書である。

- (2) 実施機関は、保護経過記録票等の写しを保護課から地域福祉課に提出した経緯はあるが、これは、6月29日付けの指示について提出した文書に当たらないと主張する。

これに対し、異議申立人は、請求の趣旨は、平成22年6月29日の指示後のみの文書であると限定したものではないとする。

(3) そこで、当該文書を保護課から地域福祉課に提出した経過等について、実施機関に確認を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア 異議申立人から、平成22年5月16日付けで京都府知事に対し生活保護法に係る処分について審査請求が提起され、同年6月4日付けで京都府知事から審査請求の受理の通知を受けた。この審査請求に対する弁明書の協議のために保護課から地域福祉課に異議申立人に係る保護台帳及び平成15年8月22日から平成22年6月3日までの保護経過記録票の写し（以下「本件文書」という。）を提出した。

イ 地域福祉課は、本件文書を検討した結果、異議申立人が駐車場の整地のために借り入れた資金を異議申立人の収入と認定し、保護費の返還請求をすべきであると、平成22年6月29日に保護課に指示を行った。

ウ したがって、本件文書は、平成22年6月29日の指示に基づいて地域福祉課に送った文書ではなく、請求に係る平成22年6月29日付けで行われた「指示について」提出した文書ではない。

(4) 当審査会は、個人情報の特定に当たっては、できるだけ開示請求の内容を広く捉えるべきと考える。

保護課が地域福祉課へ本件文書を提出した目的が、審査請求に係る弁明書の協議のためであり、直接平成22年6月29日付けの指示によるものでなかったとしても、本件文書を地域福祉課に提出した結果、当該指示が行われたものであれば、それは当該指示に関係のある文書であり、個人情報開示請求書記載の「指示について…提出した文書」に含まれると解すべきである。

よって、本件処分における実施機関の判断は、不適切なものであると言わざるを得ず、実施機関は、改めて本件文書を請求に係る個人情報記録されている公文書として特定し、開示又は非開示の決定を行うべきである。

(5) なお、異議申立人は、本件処分の通知が決定期限の翌日に行われており、法定の期限を超過した不適法な処分であると主張している。

甲第1-2号証に記載されているように、異議申立人には、平成22年10月25日までに決定が行われ、翌10月26日までに連絡が行われると伝えられていたが、当審査会が本件処分に係る決定書を検分したところ、平成22年10月25日に決定されていることが確認できた。

よって、決定が期限までに行われていないという異議申立人の主張は認められない。

(6) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成24年 1月20日 諮問（諮問個第9号）
2月20日 実施機関からの理由説明書の提出
3月21日 異議申立人からの意見書の提出
6月13日 実施機関の職員の理由説明（平成24年度第2回会議）
7月11日 審議（平成24年度第3回会議）
9月12日 異議申立人の意見陳述（平成24年度第5回会議）
9月12日 審議（平成24年度第5回会議）

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 市川 正人）